

## 1. 自衛隊操縦士保有者の民間資格取得の円滑化を進めてほしい

- 既に、**自衛隊では**、民間ライセンスの指定養成施設を取得しており、**自ら事業用操縦士の技能証明保有者の養成可能**
- 要望にあった「**計器飛行証明**」の切り替えの円滑化について、以下に示す通り、**自衛隊の計器飛行証明と民間航空機用の計器飛行証明とはその性質が大きく異なる**ため、**そのまま民間用の資格に書き換えることは困難**だが、  
民間資格取得の円滑化に向けて、従前より、自衛隊とも調整の上、**共通と考えられる試験項目について一部免除**(他の試験科目を通じて技量を確認)とする他、**計器飛行証明と事業用操縦士の型式限定取得の実地試験の同時受検可能**とするなど、円滑化に向けた取組を実施してきたところ、引き続き防衛省とも話をしながら、更なる取組について検討を進める

### － 自衛隊と民間資格の計器飛行証明の比較 －

#### <航空法の計器飛行証明>

- 計器飛行(航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行)
- 航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行
- 計器飛行方式による飛行(目視及び航空計器の両方を駆使し、常に航空管制官の指示に従って行う飛行)

異なる

#### <自衛隊の計器飛行証明>

- 計器飛行(航空機外の物象を見て、これに依存することなく、計器のみに依存して行う操縦)

## 2. 外国ライセンス保有者専用の養成課程を指定養成施設でも認めてほしい

- 指定養成施設において、外国ライセンスの保有者に対し、その経歴等を踏まえた養成課程を計画・実施することは現制度でも可能。この場合、学科教育／実技教育の科目・時間を通常と比較して軽減することが可能であるため、その旨周知したい。